

2021年8月26日

緊急事態宣言発出に伴う 鉄道の定期券（通勤・通学）及び回数券の払戻について

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、外出自粛のため鉄道利用を取り止める場合、以下の条件にすべて該当されるお客様は、緊急事態宣言期間終了後のお申し出であっても、8月26日以降最後にご使用頂いた日を最終使用日とみなし手数料（220円）を頂いた上で、当社規定により払戻をさせていただきます。

※未使用の場合も含め最終使用日が8月26日以前であっても、8月26日を最終使用日とみなします。

●取扱期間

2021年8月27日から緊急事態宣言解除日の翌月末まで

●条 件

定期券

- ① 緊急事態宣言に伴い外出を自粛される場合
- ② 緊急事態宣言措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む
例）4/1～9/30の定期券で最終使用日が8/23の場合、8/26を払戻日とし5ヶ月使用の取り扱いをさせていただきます

回数券

- ① 緊急事態宣言に伴い外出を自粛される場合
- ② 8月26日以前に購入し、緊急事態宣言措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む

本取扱いを変更・終了する場合は、当社ホームページにてお知らせ致しますので、今後の情報にご注意下さい。

三岐鉄道株式会社 鉄道部